

福島市防災士の会規約

基本理念「地域に密着した防災士活動の実践」

(名称)

第1条 本会は福島市防災士の会と称する

(目的)

- 第2条 (1) 自助・共助・協働の原則に基づき、防災力・減災力を高める活動を実践する また、福島市・その他団体とも連携し活動の向上を図る
- (2) 防災士の相互交流（顔がわかる関係づくり）

(第2条の目的を達成するために次の事業を行う)

- 第3条 (1) 防災・減災のスキルを高める為の知識及び技能向上の講習会
- (2) 市民・学校・自治会等への講演・指導助言・交流活動の推進
- (3) 災害現場等でのボランティア活動
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 本会は、特別非営利活動法人日本防災士機構に認定された防災士のうち、本会の趣旨に賛同された福島市に居住するものをもって組織する

(役員)

- 第5条 (1) 本会は次の役員をおく
- ① 会長 1名
 - ② 副会長 1名
 - ③ 幹事 2名
 - ④ 会計 1名
 - ⑤ 事務局長 1名
 - ⑥ 監査 2名
- (2) 役員任期は2年とする ただし再任は妨げない
- (3) 補欠役員任期は前役員残任期間とする

(役員選出)

第6条 本会の役員は、会員より選ばれた選考委員会で推薦者を決め、総会で承認を得るものとする

(役員の仕事)

- 第7条 (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する
(3) 幹事は、会長・副会長を補佐し会務を運営する
(4) 会計は、本会の会計事務をつかさどる
(5) 監査は、本会の会計を監査する
(6) 事務局長は本会の事務を総括する

(会議)

- 第8条 (1) 会議は、総会および役員会とする
(2) 通常総会は、年1回会長が招集し開催する
(3) 臨時総会は、役員会が必要と認めた時に会長が招集し開催する
(4) 役員会は総会での付議及び承認された事業等を実施するため、必要な都度開催する

(総会)

- 第9条 総会は、以下の事項を審議する
① 規約の改正に関すること
② 事業報告及び事業計画に関すること
③ 役員改選に関すること
④ その他必要な事項

(役員会)

- 第10条 役員会は、会長、副会長、幹事、会計、監査、事務局長にて構成する

(事業年度)

- 第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする

(運営)

- 第12条 本会の運営に要する費用は、会員の会費および寄付金等をもってあてる

(事務局)

- 第13条 本会の事務局は事務局長宅に置く

(雑則)

- 第14条 この規約に定めることのほか、本会の運営に関して必要な事項は、役員会に諮って会長が定める